## 1.医療・福祉・年金

項目【根拠法】 要望内容【期待される効果】 (1)医療機器治験|現在国立病院では、医療品の治験に関す 医療機器の治験を実施し得るよう、臨床 を実施し得る国立病 る受託研究を実施できるように整備を進工学士等関係職種要件、定員要件を緩和 院の職員の職種・定|められており、昨年には受託研究の範囲|する。 を医療機器等に広げられた。医療品の治 【治験を要するような新規で高度な医療 員要件の緩和 【薬事法第80条の2 験実施に薬剤師が必要なように、医療機|機器の国内開発が促進される】 器の治験には放射線技師や臨床工学士が 及び3、健医発第947 号(H10.6.18)、政 必要であるが、配置されていない、ある いは職種・定員要件が厳しく採用予定が 医第403号 ない等、実施できる体制は整備されてい (H10.11.18)、病 院発第483号 ない。 (H.13.11.1) -方、医療機器治験は、国内での実施か ら欧州での実施ヘシフトしており、業界 団体でも開発の空洞化が問題となってい (2)営利法人によ ・営利法人は病院経営ができない。 医療機関の経営に関する規制を撤廃し、 る病院経営 ・医療法人の理事長は、基本的には医師|民間企業による病院経営を認めるべきで 【医療法】 でなければならない。 ある。 営利法人による病院経営を認めて も、実際に診療行為を行うのは国家資格 を有する医師であり、医療の安全性や質 の確保には影響がない。 医師にとって も経営を専門家に委ねることによって、 診療に専念できるメリットがある。 規参入を認めることによって、国民の選 択肢が拡大すれば、医療サービスに対する 国民の満足度向上が図られ、患者の満足 を得られない医療機関が淘汰されること 民間企業の持つ経営ノウハウ になる。 を活用することにより、医療サービスの充 実、経営の効率化、ひいては医療費の削 減に繋がることが期待される】 (3)遠隔医療適用 現在、テレビ電話等を用いた遠隔医療診|医師の遠隔指導とTV電話機能、及び計 断に対しては離島、山間僻地等医療機関|測機器使用による画像やデータ送信によ に係る規制の緩和 る遠隔医療行為における地域条件を緩和 【医師法20条、関係 へのアクセスが取り難い地域に限って医 師の指導を前提に認められ、医科診療報 する。 法令】 酬点数が付与されている(診療所74点、 【インターネットと医療の融合による遠 病院59点)。しかしながら、これらの条隔・在宅医療を展開することで、国民医 |件を前提にした場合、遠隔医療の事業化||療の質の向上、医療費の削減が期待でき は困難であり、移動が困難な患者や老人 る。具体的には、 医療の合理化と通院 回数の削減を図り、3時間待ち、3分診療 等へのインターネットを活用した遠隔医 療・在宅医療サービス発展の障害になっ と謳われる貧困な医療状況の改善、 常の健康管理や生活習慣の改善指導の向 ている。 地域に縛られない診療が実現され る、旅行先でも主治医の診療が受けられ る、など付加価値の高い新たな医療サー ビスの実現が期待できる】

子媒体による保存の 認可

【平成13年3月26日 付 保保発第18号、 19号 ]

の通知により、レセプトの保存期間10年 べきである。また支払基金への再審査請 (民法の不当利得返還請求の消滅時効に |対応して)は、債権債務の事実確認や被|本による)を電子媒体からのコピーでも 保険者等からのレセプト開示請求に応じ可としてほしい。 られるようにするなど、各組合がその実|【レセプトの電子媒体による保存の認可 情を踏まえ自主的に保存期間を短縮でき ることになった。(実際の保存期間は5 年以下でも可能としつつ、厚生労働省は 政府管掌健康保険の保存期間は5年(会 |計法第30条)、国民健康保険の保存期間|プト審査業務が効率的に行え、医療費の 数年分は原本での保存を強いられてお |認められているが、電子媒体による併用||高い医療サービスの提供が可能になる 保存は認められていない。

(4)レセプトの電|平成13年3月26日付 保保発第18号、19号|レセプトの電子媒体による保存を認める 求等の不当利得の返還請求(現行では原

> はレセプトの電子管理の促進につなが る。高精度のOCR(光学式文字認識) 機能によるレセプト電子管理とPCによ る検索システムを活用することによりレセ は5年(地方自治法第236条)であること 抑制が図れる。また、高齢者対策、保健 を例示している。)しかし、あくまでも|指導等に対する効果的な情報提供が可能 になる、レセプトデータ活用による医療 り、マイクロフィルムによる併用保存は|費分析等が可能になるなど、付加価値の (電子媒体の収載量はDVD1枚当たり レセプト20万枚、CD1枚当たり1.5万枚 であり、10年保存も十分可能となる)】

(5)医療機関にお 報公開(広告)

【医療法】

診療録の開示が本人にできるように ける情報開示の義務 なったが、義務付けられておらず、旧来 付け・医療機関の情からの英語、独語または日本語による手 書きカルテが多い。

> 広告について医療機関自体の業務紹介 以外は、医師の略歴・年齢・性別や介護|院名の公表 施設の紹介程度しか認められていないの【 が現状。

診察録(カルテ)の情報開示義務付け 医療機関の広告・宣伝の自由化(医 |薬、福祉器具、健康食品、手術成功率な 日本医療機能評価機構による病院 の評価結果について、不合格となった病

電子カルテの普及促進による医療の 質・効率向上(現在、自治体病院におけ る普及率は1%)インフォームドコンセ ントの促進・医療過誤の防止 病院の損 益改善による医療品質改善のための投資 増(自治体の病院は殆ど赤字の状況) 患者による医療機関の選別がますますシ ビアになることによる、生き残りをかけ た医療機関自身の改善努力の向上】

基金の民営化

の9 】

(6)診療報酬支払 診療報酬の支払及び診療報酬明細書の審 査(誤りがあった時の返還請求も)は、 【健康保険法題43条 支払基金を通さないとできない。特殊行 理の働かない非効率作業になっている。 現在、事務費としてレセプト1枚につき 116円20銭(調剤レセプトは59円20銭) を基金に支払っている。その上、内容審 査が不十分なため、各健保組合は再審査 を自費で行っている。なお、支払事務費 は健保組合負担でも、請求事務費は医療 機関負担にすべきであるが、現状、全額 健保組合負担となっている。さらに多額 の委託金負担まである

|同基金の業務は、民間委託できるように

【民間に委ねた方が効率的でありかつ、 |政法人の独占事業となっており、競争原|コスト低減になる。また、医療関連ビジ ネスとしての発展、成長も見込める】

(7)健康保険組合 の判断によるレセプ ト開示の可能化 【平成9年厚生省通 達】

患者からレセプト開示依頼があたとき、 健保組合は担当医師に所定の様式で照会|に委ねる。 をはかり、返信用封筒添付の上、開示、

レセプト開示・非開示の判断を健保組合

【原則として、レセプトは開示すること 心も深まる。】

における国・自治体 の運営費負担の是正 【児童福祉法、昭和 51年厚生省発児第59	額の運営費が負担されており、他の民間 保育施設のサービス拡大が阻害されてい	利用者に対する直接補助(パウチャー等) 方式へ転換するなど、国・自治体の費用
年金における受給権 者等の給付減額要件 の緩和 【確定給付企業年金 法施行令第4条、確 定給付企業年金法施	主が掛け金を拠出することが困難になる と見込まれること、等となっている。し かし加入者については、金利情勢に見	して、以下を追加する。 減額をしなければ確定給付企業年金の事業の継続が困難になること。 事業所の労働協約等が変更され、その変更に基づき給付設計の見直しを行う必要があること。 【加入者と受給権者等との間の給付の公平性を図ることができる】
金における拠出限度 額の拡大【確定拠出	企業型の場合、次の年間拠出限度額がある。 ・厚生年金基金・税制適格年金等未加入 の場合:432千円(年) ・厚生年金基金・税制適格年金等加入の 場合:216千円(年)	金基金等未加入の場合1,000千円、加入 の場合500千円)
、「随時改定」の見直 し	標準報酬月額の改定は、年1回の定時改定のほか随時改定を1回行うこととされている。大企業の場合、転勤等による標準報酬月額の随時改定の件数が多く、事務処理が煩雑である。 【健康保険法第3条第4項、厚生年金保健法第23条】	額の随時改定を廃止し、改定のあり方を 見直す。(例えば、定時改定のみにす る、所得税の徴税と一体化する。) 【行政・企業ともに事務作業量が軽減さ